

令和8年度 坂井市設備投資支援事業補助金 2次公募 公募要領

本要領は、坂井市設備投資支援事業補助金の2次公募および申請、審査、交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

本事業は、坂井市内の中小企業者が賃上げ余力を確保するために取り組む生産性向上や省力化に向けた設備投資の経費の一部を補助することにより、付加価値の向上と従業員の賃上げを実現し、市内企業の持続的な成長を支援することを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とする。
- (2) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 「従業員」とは、雇用保険被保険者に限る。会社役員（兼務役員を除く）、事業主本人、同居の親族、休職者は対象から除外する。
- (5) 平均給与支給額における「給与」は、「従業員」の「基本給」および「賞与」のみを対象とする。

3 補助事業対象者

補助金交付事業の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の(1)から(5)に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 坂井市内に主たる事業所を有する、中小企業者および小規模企業者。ただし、「みなし大企業」は中小企業者および小規模企業者から除く
- (2) 交付申請の時点において、坂井市内で事業を営んでいるものであって、創業（個人においては開業届に記載の開業日、法人においては登記日をいう。）して1年以上の事業実績を有すること
- (3) 坂井市商工会の伴走支援を受け一体となって事業計画を作成すること
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) 次の各号に掲げるいずれにも該当しない者とする
 - ①法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所

(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- ②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を供給し、または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4 補助対象要件

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定による届出がされている従業員を1年以上継続して1人以上継続雇用している事業者であること
- (2) 補助事業終了後3年間において、付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計)を基準年度に比して年率3.0%以上増加する計画を策定すること
- (3) 令和8年4月1日から補助事業期間終了までの任意の連続する2ヵ月間において、各月の従業員の一人当たり平均給与支給額を前年同月と比較して1.5%以上増加させること
- (4) 坂井市内において自ら使用する事業所等に当該設備等を設置すること

5 補助率および補助金額

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	300万円(千円未満切り捨て)

6 補助事業期間

補助事業の補助対象期間は、令和8年6月22日から令和9年2月1日までとする。

7 対象経費

機械装置・システム構築費	坂井市内において自ら使用する事業所等において、専ら補助事業の用に供する機械装置、器具備品、ソフトウェア及び情報システムの取得、製造、性能向上を伴う改良並びに運搬及び据付に要する経費。 取得及び製造については新品に限る。
--------------	--

8 補助対象外経費

- ・国(独立行政法人を含む)および地方自治体の補助金、助成金を活用する事業
- ・必要な経理書類(見積書・納品書・請求書・領収書等)を用意できないもの
- ・他社のために実施する経費
- ・税抜き10万円以上の現金およびクレジットカード払い。また事業期間内に口座引き落としの完了が確認できないクレジットカード払い(金額を問わず電子マネーによる支払いは認めない)

- ・オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- ・購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- ・保証金、保険料、公租公課（消費税及び地方消費税額を含む）
- ・借入金等の支払利息および遅延損害金
- ・中古品の取得費
- ・不動産の取得費、構築物の取得費、株式の取得費
- ・自動車その他道路運送車両法上の車両（地方税法第341条第4号に規定する償却資産を除く）、運搬を主目的とする建設機械に係る取得費、維持管理費、車検費用
- ・ソフトウェア及び情報システムに係る利用料、保守料、更新料その他継続的役務提供に係る経費
- ・事務用品等の消耗品
- ・汎用性が高く、専ら補助事業の用に供すると認められないもの
- ・自社内部やフランチャイズチェーン本部、あるいはグループの各企業の間取引によるもの
- ・キャンセルによって生じる費用
- ・交付決定日前または事業期間外に支出した費用（申請日以降の発注は可。ただし支出は交付決定後に限る）
- ・他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・本補助金に関する書類作成代行費用およびその提出・手続きに係る費用
- ・機械装置、器具備品、ソフトウェア及び情報システムその他の所有権が申請者に帰属しない形態による取得に係る経費
- ・公序良俗に反する事業
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費

9 補助金の交付申請および交付決定

- (1) 補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、必要書類を添えて令和8年6月22日から同年7月31日の間に坂井市商工会に提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 坂井市商工会は、補助金対象者から補助金交付申請書（様式第1号）の提出があったときは、当該申請に係る審査を行い、適当と認められるものについて、補助金を交付決定し、補助対象者に通知する。

10 補助事業の採択基準

外部審査員による審査を行い、基準点（評点の6割）を満たしたうえで、採点の高いものから順に予算の範囲内で採択する。

審査基準は別表参照。（※審査結果の内容についての問い合わせには応じない。）

11 交付申請の制限

当該補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業に係る自主財源分について、国や福井県の他の補助事業による補助を受けることができない。申請者は1度の募集につき1件のみ申請可能とする。

1 2 補助金の交付の条件

坂井市商工会は、補助金の交付決定をする場合において、補助対象者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- ①補助金は、補助事業以外の目的に使用しないこと
- ②交付決定の通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更する場合には、計画変更承認申請書（様式第2号）により、坂井市商工会の事前承認を受けること。
- ③補助事業を中止し、または廃止する場合は、中止（廃止）申請書（様式第3号）により坂井市商工会の承認を受けること
- ④補助金に係る経理については、収支を明確にした証拠の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること

1 3 補助事業の遂行

補助対象者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならない。

1 4 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日または同年度の2月15日のいずれか早い日までに証憑資料を添付の上、実績報告書（様式第4号）を、坂井市商工会に提出しなければならない。

1 5 補助金の額の確定

坂井市商工会は、実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

1 6 補助金の請求

補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第5号）により交付団体に補助金の交付請求を行うこととする。

1 7 補助金の支払い

坂井市商工会は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を補助対象者に支払うものとする。

1 8 交付決定の取消し

（1）坂井市商工会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- ①本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および補助対象者が補助金を他の用途へ使用した場合
- ②補助事業に関して補助金の交付要件、交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

③当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合

(2) 前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

19 補助金の返還

坂井市商工会は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助対象者は、坂井市商工会が定める期日までに返還しなければならない。

20 加算金および延滞金

- (1) 補助対象者は、坂井市商工会から補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年率10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 補助対象者は、坂井市商工会から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年率10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 坂井市商工会は、(1) および (2) においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

21 財産の管理および処分

- (1) 補助対象者は、当該補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分等承認申請書（様式第6号）により、坂井市商工会の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格または効用の増加価格が50万円（税抜き）未満のもの、財産の取得または効用の増加から5年経過したものはこの限りではない。
- (2) 補助対象者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 坂井市商工会は、補助事業の完了した日から1年間において必要があると認めたときは、補助対象者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 坂井市商工会は、補助対象者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第7号）を提出させるものとする。
- (5) 坂井市商工会は、(1) の承認をする場合または前号の収入がある場合にあつては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。
- (6) 坂井市商工会は、補助対象者が補助事業により取得した財産等を移設しようとするときは、遅滞なく取得財産（機械設備等）移設届書（様式第8号）を提出させるものとする。

2 2 立入検査等

坂井市商工会は、補助事業の適正を期すため、必要に応じて、補助対象者に対して報告させ、または坂井市商工会が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

2 3 補助金の経理

補助対象者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 4 事業成果の報告

補助対象者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から、交付決定から起算して1年後の2月末日を期限に事業成果報告書（様式第9号）を坂井市商工会に提出しなければならない。

2 5 廃業する場合の措置

補助対象者は、補助事業の完了した日から3年未満で廃業を行う場合は、坂井市商工会に対しその旨および理由を報告しなければならない。

2 6 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称および代表者名を坂井市商工会のホームページ等で公表する場合がある。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして取り扱うものとする。

2 7 その他の事項

坂井市商工会は、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

（施行期日） 本交付要領は令和8年6月22日から施行する。

(別表)

補助事業の審査基準

1 適格要件 (必須)
以下の全てを満たし、商工会の確認を受けた申請のみ評価対象とする。 (1) 市内に主たる事業所を有すること (2) 雇用保険被保険者を1年以上継続して1名以上雇用していること (3) 補助事業終了後3年間で付加価値額を年率3.0%以上増加させる計画であること (4) 令和8年4月から補助事業終了までの任意の連続する2ヵ月間において、一人当たり平均給与支給額を前年同月比1.5%以上増加させる計画であること (5) 投資内容が生産性向上または省力化に必要なかつ直接資するものであること
2 評価基準
次に掲げる基準により採点し、基準点(評点の6割)を満たしたうえで、予算の範囲内で採択するものとする。 (1) 企業の現状把握と課題認識の妥当性 ○自社の事業内容や経営状況が適切に整理されているか。 ○経営課題が適切かつ具体的に示され、補助事業との関連が説明されているか。 (2) 補助事業計画の有効性・身の丈適合性 ○補助事業は、経営課題の解決に向けて必要かつ有効な取組となっているか。 ○事業規模・財務状況・実施体制に照らし、無理のない計画となっているか。 (3) 補助事業計画の実現可能性 ○実施体制およびスケジュールが具体的かつ現実的であるか。 ○補助事業の実施が、付加価値向上及び賃金引上げにつながる道筋として説明されているか。 (4) 持続性および社会性 ○補助事業終了後も継続的な事業展開が見込まれるか。 ○地域経済への波及など、社会的意義が認められる取組であるか。
3 政策加点
政策的観点から加点評価を行う。 (1) 小規模事業者加点 地域経済の基盤を支える事業者への重点的な支援の観点から、小規模事業者による申請について採択審査において加点を行う。 小規模事業者の定義は、中小企業基本法に基づく従業員数基準による。 (2) 地域内調達・地域連携加点 地域内における資金循環の促進および経済波及効果の観点から、補助事業の実施にあたり、補助対象とする設備やサービスを坂井市内に本社を置く中小企業から直接調達する場合、または坂井市内の事業者との連携による取組を行う場合は、採択審査において加点を行う。 ※ 具体的な取組内容および連携の内容が事業計画書に明示されていることを要する。 (3) 経営力向上計画・先端設備導入計画加点 本事業の実施にあたり、新たに中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」および「先端設備導入計画」の認定を受ける事業者については、計画的な経営改善に取り組む姿勢を評価し、採択審査において加点を行う。 ※ 当該加点の対象となる場合は、実績報告時までに認定書の写しを提出するものとする。提出が確認できない場合は、当該加点を適用しないこととし、必要に応じて交付決定の全部または一部を取り消すことがある。